

# 全国高等学校総合体育大会及び関東高等学校体育大会派遣費等処理規程

(補助対象者)

第1条 派遣費支給補助の対象は下記のとおりとする。

- (1) 関東高等学校体育大会（以下「関東大会」という。）各競技実施要項参加資格を有する選手（本県が開催地でない競技会）、ただし、スキー競技会は本県開催地を認める。
- (2) 全国高等学校総合体育大会（以下「全国大会」という。）各競技実施要項参加資格を有する選手
- (3) 全国高等学校定時制・通信制体育大会（以下「全国定通制大会」という。）各競技実施要項参加資格を有する選手

(派遣費等支給基準)

第2条 派遣費支給基準は競技実施要項に記載する会場地最寄り駅までの交通費とする。

- (1) 前橋駅を基準として、競技会場地までの最も経済的な経路及び方法により旅行した最寄り駅までの交通費実費（鉄道は学生割引を適用）を基準とし、さらに県と協議した相当額とする。
  - (2) 急行・特急料金及び航空運賃は「群馬県職員等の旅費に関する条例」の例による。
- 2 第1条第2項及び第3項の対象者が着用する本県公式ユニフォーム代金の一部を補助する。
- (1) 本県公式ユニフォーム代金の残額は上記大会参加校が負担する。（学校負担金）

(通知及び交付)

第3条 関東大会・全国大会・全国定通制大会参加申込書に基づき、第2条の支給基準で事務局が算出した金額を学校長あてに通知し、交付する。

- 2 全国大会（夏季）・全国定通制大会の派遣費等補助金は総額から公式ユニフォーム学校負担金を差し引いて通知し、交付する。

(実績報告)

第4条 派遣費等補助金の交付を受けた学校長は、派遣事業の完了後、実績報告書（派遣費様式1）を1ヶ月内に提出すること。

派遣費様式1	・事業報告書	(第1号—1様式)
	・収支決算書	(第1号—2様式)

- 2 派遣費等補助金に精算残金が生じた場合は戻入すること。